

低所得のかた 寡婦・寡夫 未成年者等の 減免等

個人市・県民税
課税課市民税担当
☎2016

【減免/未成年者】
概要 所得割額の四割以内を減免

- 要件 ①未成年者平成十九年度では昭和六十二年一月三日以後の生まれのかたで前年中の所得が百五十八万円以下であること
②納期限までに減免申請書を提出していること
③個人市県民税を納付済みでないこと
- 申請 減免申請書を課税課市民税担当へ提出(郵送可)
- 【減免/寡婦・寡夫のかた】
- 概要 所得割額の五割以内を減免します。
- 対象 左記の要件に該当するかた
- 要件 ①賦課期日(一月一日)前に

- すでに寡婦または寡夫で前年中の所得が百五十八万円以下であること
②賦課期日の翌日以後に寡婦または寡夫になられたかたは、前年中の所得が八百万円以下であり、納税が困難であること
③納期限までに減免申請書を提出していること
④個人市県民税を納付済みでないこと
- 申請 減免申請書・戸籍等を課税課市民税担当へ提出(郵送可)
- 【減免/無職・無収入のかた】
- 概要 所得割額の五割以内を減免します。
- 対象 失業等で無職・無収入の状況にあるかた
- 要件 ①今年度の各納期の末日前一カ月から引き続き失業等で無職・無収入の状況にあり、納税が著しく困難であること
②前年中の所得が八百万円以下であること
③納期限までに減免申請書を提出していること
④個人市県民税を納付済みでないこと

- ①今年度の所得の見積額が前年中の所得が百二十五万円以下であること
②賦課期日の翌日以後に寡婦または寡夫になられたかたは、前年中の所得が八百万円以下であり、納税が著しく困難であること
③納期限までに減免申請書を提出していること
④個人市県民税を納付済みでないこと
- 申請 減免申請書・戸籍等を課税課市民税担当へ提出(郵送可)
- 【減免/所得が半分以下になるかた】
- 概要 所得割額の五割以内を減免します。
- 対象 所得が二分の一以下に減少する見込みのかた
- 要件 ①今年の普通所得(譲渡所得・一時所得を除いた所得)の見積額が前年の普通所得に比べて二分の一以下に減少していること
②前年中の所得が八百万円以下であること
③納期限までに減免申請書を提出していること
④個人市県民税を納付済みでないこと

- 【非課税/寡婦のかた】
- 概要 前年中の所得が百二十五万円以下で、夫と死別または離婚し、生計をひととする子もしくは扶養親族を有しているかたで、本人の前年中の所得が百二十五万円以下であること
- 申請 市申告書を課税課市民税担当へ提出
- 【非課税/寡夫のかた】
- 概要 前年中の所得が百二十五万円以下で、妻と死別または離婚し、生計をひととする子もしくは扶養親族を有しているかたで、本人の前年中の所得が百二十五万円以下であること
- 申請 市申告書を課税課市民税担当へ提出



タテアライ



シーサイドタウンを流れる徳川

国民健康保険 保険医療助成課保険担当

☎2035

- 【所得が半分以下になる見込みのかた】
- 概要 該当者の保険料所得割の六割以内を減免します。
- 対象 事業または業務の休廃止、失業その他の理由により、所得が二分の一以下に減少する見込みのかた
- 要件 ①今年の所得の見積額が前年

- の普通所得(譲渡所得・一時所得を除いた所得)に比べて二分の一以下に減少し、保険料の納付が著しく困難であること
②納期限までに減免申請書を提出していること
③保険料が納付済みでないこと
- 申請 国民健康保険減免申請書、今年度の所得の見積額を証する書類を保険医療助成課保険担当へ提出(郵送可)
- 【市民税非課税世帯のかた】
- 申請 国民健康保険減免申請書、今年度の所得の見積額を証する書類を保険医療助成課保険担当へ提出(郵送可)

- 入院中の食事に要する費用、一食分の自己負担額二百六十円を認定書提示により二百十円に減額します。
- なお、入院九十一日目からは百六十円に減額します。
- ※所得のない高齢者は、日数に関わらず百円に減額(非課税であること)
- 要件 世帯の国保加入者全員が、市民税非課税であること
- 申請 国民健康保険食事療養標準負担額減額認定申請書、保険医療助成課保険担当へ提出

- 【一部負担金の減免等】
- 概要 特別な事情により、一時的に生活困窮になったと認められるときに、医療機関窓口で支払う一部負担金が減免もしくは徴収猶予されます。
- 要件 特別な事情により、生活保護基準に近い状況であると認められること
- 申請 国民健康保険一部負担金減免申請書を保険医療助成課保険担当へ提出(郵送可)

保育所保育料

1つ7課 ☎2045

- 概要 失業疾病、災害等により生活が困難なかたに保育料の五十%以内を減免します。
- 要件 前年の所得と当該年の所得を比べて所得の減少率が三十%以上のかた
- 申請 保育料減免申請書、当該年の収入状況について証明できるものを(任意)提出

住宅使用料

2つ2課 ☎2026

- 要件 【全額免除】生活保護世帯または市民税の所得割額非課税の世帯
- 申請 【半額免除】市民税の所得割額が一六千円以下の世帯
保育料免除申請書兼家庭調査書、市県民税課税証明書(当該年の一月一日に芦屋市に住居票があり、申請書の市県民税課税台帳閲覧承諾印欄に押印ある場合は不要)を、各幼稚園へ提出
- ※五月に、幼稚園を通じて保護者に概要を配布しています。



大樹公園

国民年金保険料

市民課年金担当 ☎2036

- 【経済的に保険料納付が困難なかた】
- 概要 本人と世帯主や配偶者の所得が一定以下の場合で、保険料を納めることが困難な場合、申請し承認されれば保険料を免除されます。
- 免除には全額・四分の三・半額・四分の一免除の四種類があります。なお、免除を受けた期間、年金額は免除の種類に応じて減額されます。
- 要件 前年の所得が、その人の扶養親族の数に応じて計算された額以下のかたや、天災・その他厚生労働省令で定める理由(失業)に該当するかた
- 申請 免除申請書、失業を理由とする場合は離職票、年金手帳を市

- 国民年金担当へ提出
- 【三十歳未満のかた】
- 概要 保険料を納めるのが困難なため、世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得要件によって、申請により納付が猶予されます。
- ただし、猶予された期間は、年金額には反映しませんが、受給資格要件(二十五年)には算入されます。
- 要件 大学、短大、高等学校、専修学校および各種学校などに在学する二十歳以上の学生・生徒で、前年の本人の所得が百八万円以下のかた
- 申請 学生納付特例申請書、学生証、年金手帳を市民課年金担当へ提出(郵送可)

- 市民課年金担当へ提出(郵送可)
- 【障害がいの者のかた一人に対して一台(普通車を含む)】
- 要件 身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されたかた、およびそのかたと生計を一にするかた
- 申請 減免申請書・運転免許証・身体障害者手帳等を、課税課管理担当へ提出

南芦屋浜・親水公園

障がいのあるかたへの減免等

個人市・県民税
課税課市民税担当
☎2016

- 【減免】
- 概要 所得割額の五割以内を減免します。
- 要件 ①賦課期日(一月一日)前か

- 【要介護認定を受けているかたのうち、障害者控除対象者認定書の交付を受けているかたを含む】は前年中の所得百五十八万円以下であること
②賦課期日(一月一日)の翌日以後に、障がい者になったかた(要介護認定を受け、障害者控除対象者認定書の交付を受けたかたを含む)は、前年中の所得が八百万円以下であり、納税が著しく困難であること
- ③納期限までに減免申請書を提出していること
④個人市県民税を納付済みでないこと
- 申請 減免申請書・障害者手帳等の写しを課税課市民税担当へ提出(郵送可)

- 【非課税】
- 概要 前年中の所得が百二十五万円以下で本人が障がいを認定されている場合に非課税となります。
- 要件 前年の十二月三十一日時点で、障がいを認定されているかたで、本人の所得が百二十五万円以下であること
- 申請 市申告書・障害者手帳の写しを、課税課市民税担当へ提出

- 【所得控除】
- 概要 本人が障がいを認定されている場合(二十六万円等級による加算あり)を控除
- 要件 前年の十二月三十一日時点で、障がいを認定されているかた
- 申請 確定申告書または市申告書・障害者手帳の写しを課税課市民税担当へ提出(郵送可)

国民年金保険料

市民課年金担当 ☎2036

- 国民年金担当へ提出
- 概要 保険料を納めるのが困難なため、法で定めている要件に該当する場合、届出により保険料を免除します。ただし、老齢基礎年金などの年金額を計算する場合、免除を受けた期間、三分の一に減額されます。
- 対象 障害基礎年金を受給している場合など
- 要件 障害基礎年金を受給している場合など
- 申請 免除理由該当届、年金手帳、年金証書等受給している事が確認できるものを、市民課年金担当へ提出(郵送可)

軽自動車税

課税課管理担当 ☎2015

- 概要 身体または精神に障がいがあり歩行が困難なかた、または当該障がい者と生計を一にするかたが所有する軽自動車等の軽自動車税を全額減免します。



西浜公園

- 要件 身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付されたかた、およびそのかたと生計を一にするかた
- 申請 減免申請書・運転免許証・身体障害者手帳等を、課税課管理担当へ提出
- 概要 基本料金部分(二カ月で千三百円)を減免します。
- 対象 障がいのあるかたの所属する世帯
- 要件 身障一級・二級および療育手帳Aの対象者のいる世帯
- 申請 減免申請書を障害福祉課へ提出

下水道使用料

下水道課 ☎2064

- 概要 身体または精神に障がいがあり歩行が困難なかた、または当該障がい者と生計を一にするかたが所有する軽自動車等の軽自動車税を全額減免します。